健全化指標全て基準値クリア

ID 1532

市町村などの財政破綻を未然に防ぐため、財政の健全性に関する比率の審査と公表が義務付けられています。四つの健全化指標の一つでも基準を超えると、健全化計画の策定や外部監査を義務付ける「財政の早期健全化団体」に移行し、さらに悪化すると破綻状態の「財政の再生団体」となり、事実上国の管理下となります。

7年度算定結果

今回の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおり基準を全て下回っており、当市の財政状況は健全段階であるという結果になりました。

今後も、経費の削減、計画的な借り入れ等に努め、財政の健全化に取り組みます。

問い合わせ先 財務課（内線2491）

用語説明

健全化判断比率・資金不足比率の状況（令和７年度）

	羽島市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－※1	12.76%	20%
②連結実質赤字比率	－※1	17.76%	30%
③実質公債費比率	7.3%	25.0%	35%
④将来負担比率	－※2	350.0%	
	羽島市	経営健全化基準	
⑤資金不足比率	－※3	20%	

※１赤字額がないため、「－」で表示しています。
※２将来負担比率が算定されないため、「－」で表示しています。
※３資金不足額がないため、「－」で表示しています。

■健全化判断比率とは

①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の四つの財政指標の総称で、標準的な財政規模に対する割合を示します。

①実質赤字比率＝一般会計等の実質的な収支の赤字額の割合

②連結実質赤字比率＝一般会計・特別会計・企業会計の実質的な収支の赤字額の割合

③実質公債費比率＝一般会計が負担する公債費（借金の返済額）や、企業会計等の公債費に充てるための繰出金等の割合

④将来負担比率＝地方債残高（借金の残高）など将来負担すべき実質的な負債額の割合

■資金不足比率とは

公営企業ごとに資金の不足状況を算定するもので、この比率が高くなるほど経営状況に問題があります。

⑤資金不足比率＝資金不足額の事業の規模に対する割合